

防府市学校給食センター運営委員会設置要綱

平成18年7月24日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 防府市学校給食センター（以下「給食センター」という。）の管理及び運営計画に関すること。
- (2) その他、給食センターの運営に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 運営委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから防府市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 中学校長の代表者
- (2) 中学校保護者の代表者
- (3) 学校医の代表者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第5条 運営委員会に委員の互選による正副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、運営委員会を代表し会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 運営委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、教育委員会学校教育課で処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和4年度事業については、なお従前の例による。